

各都道府県会計管理者  
各都道府県財政担当部長  
各都道府県契約担当部長  
各都道府県庁舎・公共施設担当部長  
各都道府県市区町村担当部長  
各指定都市会計管理者  
各指定都市財政担当局長  
各指定都市契約担当局長  
各指定都市庁舎・公共施設担当局長

殿

総務省自治行政局行政課長  
(公印省略)

最低賃金額の改定に伴うビルメンテナンス業務に関する契約金額の変更について（通知）

標記の件について、別添のとおり、厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長から当職あてに、地方公共団体におけるビルメンテナンス業務に関する契約金額の変更について依頼がありました。

今般、第69回中央最低賃金審議会において、令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について答申がとりまとめられ、令和6年7月25日付けで公表されたところです。今後、各地方最低賃金審議会での答申を踏まえ、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務については、これまで、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（平成27年6月10日健発0610第5号厚生労働省健康局長通知。以下「ガイドライン」という。）を踏まえて、年度途中で最低賃金額の改定があった場合には、適切な価格で単価を見直すこと等により、契約金額を変更することを検討するなど、適切に対応されるよう周知してきたところです。

今後、最低賃金額が引き上げられた場合や、これらの状況を踏まえた受注者からの契約金額の見直しの申出があった場合には、ガイドラインや「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会策定）に基づき、貴団体における庁舎等の管理業務に係る委託契約等を担当する庁舎等管理部局と、入札・契約事務を総括する部局・会計管理部局、予算執行を総括する財政担当部局等の関係部局間において必要な連携を図り、適切な価格で単価を見直すことにより契約金額を変更することを検討するようお願いいたします。なお、発注時においてガイドラインに基づき建築保全業務労務単価を活用して予定価格を積算した場合であっても、最低賃金額の引上げにより契約金額における労務費が上昇する可能性がありますので、このような場合には、契約金額を変更することを検討するようお願いいたします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

(別添)

健生衛発 0829 第3号  
令和6年8月29日

総務省自治行政局行政課長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長  
(公印省略)

ビルメンテナンス業務に関する契約（公共調達）における令和6年度  
最低賃金額改定を見据えた契約金額の変更検討について（依頼）

第69回中央最低賃金審議会において令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について答申がとりまとめられ、令和6年7月25日付けで公表されたところです。今後、各地方最低賃金審議会での答申を踏まえ、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

ビルメンテナンス業務の公共調達に当たっては、都道府県や市区町村に対して、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（平成27年6月10日健発0610第5号厚生労働省健康局長通知。以下「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえ、適切に御対応いただくようお願いしているところです。

ガイドラインの2（4）（業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更）においては、「年度途中で最低賃金の改定があった場合や価格変動により適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に支障が生じるおそれがある場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。」こととしています。

また、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会策定。以下「指針」という。）においては、「発注者としての行動③」として「労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。」、「発注者としての行動⑤」として「受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。」とされています。

このような中、都道府県や市区町村において、ガイドラインや指針を踏まえ、適切な価格で単価を見直して契約金額を変更することを検討いただくとともに、特に受注者から契約金額の変更について請求があった場合は、ガイドラインや指針に沿って対応するようお願いするため、各都道府県及び市区町村会計担当課長及び契約担当課長あてに別添通知を発送しました。

別添通知に基づく対応を適切に実施するためには、会計担当課や契約担当課のみならず、庁舎管理部局等も含めて全庁的に連携して取り組んでいただく必要があります。

つきましては、各都道府県及び各市区町村において別添通知の趣旨が改めて徹底されるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

#### <別添資料>

- ・各都道府県会計担当課長・契約担当課長及び各市区町村会計担当課長・契約担当課長宛て通知（令和6年8月29日健生衛発0829第1号） **【別紙1として添付済】**